

千代田区印刷物広告掲載取扱要綱

平成15年 1月29日

14千政企発第353号

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区が作成する印刷物に掲載する広告の取扱を定めることにより、安定した広告収入の確保を図るとともに、区内事業者等への事業広告掲載機会の提供及び区民生活に有益な情報の提供に努めることを目的とする。

(印刷物への広告掲載)

第2条 区民への配付等を目的として区が作成する印刷物には、広告を掲載するよう努めるものとする。ただし、区長が広告掲載を適当でないと認めるものは、広告掲載の対象外とする。

(広告の内容)

第3条 掲載できる広告の内容は、区民生活に関連したもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 印刷物の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝にかかわるもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 前各号に定めるもののほか印刷物に掲載する広告として適当でないと認められるもの

(掲載者の範囲等)

第4条 広告を掲載できる者の範囲及び順位は次のとおりとする。

順位	範囲
1	国、地方公共団体並びに公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
2	区内に事業所等を有する私企業のうち、公共性の高い業種であるもの（電気、ガス、交通、医療、健康、教育及びこれらに類するもの）
3	区内に事業所等を有する私企業又は私企業で構成する団体のうち、公共性を有する業種又は組織で順位2に該当しないもの（商店街、商業施設、銀行、信用金庫、信用組合及びこれらに類するもの）
4	区内に事業所等を有する私企業のうち、順位2又は3以外のもの
5	上記順位以外の者で、前条に規定する広告の掲載を希望するもの

(掲載位置)

第5条 広告を掲載する位置は、印刷物の作成目的を妨げない位置とする。

(広告の規格及び掲載料)

第6条 広告の規格は印刷物ごとに別途定める。

- 2 広告掲載料(以下「掲載料」という。)は、印刷物作成に要する経費に広告面積を乗じ、全体の面積で除して得た額を基準として、印刷物の種類、発行数、色数及び掲載位置等を勘案して別途定める。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 区長は、原則として広報千代田により広告掲載希望者の募集を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、特定の事業者や団体等に対し、広告掲載の募集を個別に行うことができる。

(広告の掲載申込)

第8条 広告の掲載を希望する者は、広告掲載申込書(第1号様式)に掲載を希望する広告の原稿を添えて、区長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 区長は前条の申込書を受理したときは、第3条及び第4条の規定に基づき掲載の可否を決定するものとする。なお、同一広告掲載位置に同順位の者による申込みが複数ある場合は、公共性等を考慮して決定する。

- 2 前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書(第2号様式)又は広告不掲載決定通知書(第3号様式)により、その結果を申込者に通知するものとする。
- 3 広告掲載決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、速やかに掲載広告の版下原稿を区長に提出するものとする。なお、版下原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(掲載料の納付)

第10条 掲載料は、掲載の決定後、区長が指定する期日までに、一括前納するものとする。

ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(掲載料の還付)

第 11 条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責によらない理由で広告を掲載できなかった場合は、掲載料を還付することができる。

(広告主の責任)

第 12 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消)

第 13 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 印刷物の作成上又は利用上支障があると認めるとき。
- (2) 区長が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき。
- (3) 区長が指定する期日までに掲載料を納入しなかったとき。
- (4) その他区長が特に必要があると認めるとき。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この事業の実施について必要な手続きは、この要綱の施行の前日にこれを行うことができる。